

## 国共済適用拡大後の照会対応について(周知)

国共済適用拡大に伴い、これまでの長期組合員（正社員等）に加え短期組合員の方が多く加入されます。

組合員及びその被扶養者、郵便局等の総務担当・給与担当の皆様から、多岐にわたる照会があるものと考えております、改めて、当共済組合（コールセンターを含む。）でご回答可能なもの、そうでないものについてお知らせします。

### ① 当共済組合（コールセンターを含む。）でご回答できるもの

項目	主な照会内容
組合員（ご本人）に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 共済掛金に係る標準報酬月額の計算方法（計算式、一般的な制度に限る。）に関すること</li> <li>○ 保険証の発送時期、発送先</li> <li>○ 産前産後休暇又は育児休業に係る共済掛金免除の申請等に関すること</li> <li>○ 産前産後休暇又は育児休業終了に伴う標準報酬月額の終了時改定の申請等に関すること</li> <li>○ 共済組合へご提出された各種給付申請書等に関すること</li> <li>○ 長期組合員（ご本人）の共済年金の申請等に関すること</li> <li>○ がん検診費助成、レク助成、宿泊助成等に関すること</li> <li>○ 休職等により給与から控除できなかった共済掛金等の請求書（短期組合員に係る厚生年金保険料の請求書は除く。）に関すること</li> <li>○ 任意継続組合員への加入に関すること</li> </ul>
被扶養者に関すること	○ 全て

⇒ 当共済組合コールセンター（0120-97-8484 ※ 受付時間：午前9時～午後6時（土、日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く。））

### ② 当共済組合（コールセンターを含む。）でご回答できないもの

項目	主な照会内容
組合員（ご本人）に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>✗ 標準報酬月額の決定結果（具体的な定期・随時改定後の金額、改定期間等）に関すること</li> <li>✗ 共済掛金の控除の可否、具体的な控除額及び精算額に関すること</li> <li>✗ 産前産後休暇又は育児休業に係る共済掛金免除の時期、方法等（精算のタイミング等を含む。）に関すること</li> <li>✗ 短期組合員（ご本人）の厚生年金保険（日本年金機構）全般に関する事項 (資格取得・喪失、標準報酬月額の決定、保険料の額、控除額、産前産後休暇又は育児休業に係る保険料免除、保険料未徴収の場合の請求書、その他申請等)</li> <li>✗ 総合人事情報システム又は非正規社員管理システムにおける共済の登録方法及び登録状況に関すること</li> <li>✗ 退職金に関する事項</li> <li>✗ 扶養手当に関する事項</li> <li>✗ 人間ドック検診に関する事項</li> </ul>

⇒ ご不明な場合は、所属の総務担当・給与担当へご照会ください。

当共済組合（コールセンターを含む。）へご照会いただいた場合、組合員（ご本人）及びその被扶養者の方からのご照会であれば所属の総務担当・給与担当の皆様へ、所属の総務担当・給与担当の皆様からの照会であれば、本社・支社・集約部署・九州BPOセンター等の関連部署へご照会いただくようにご案内させていただきます。